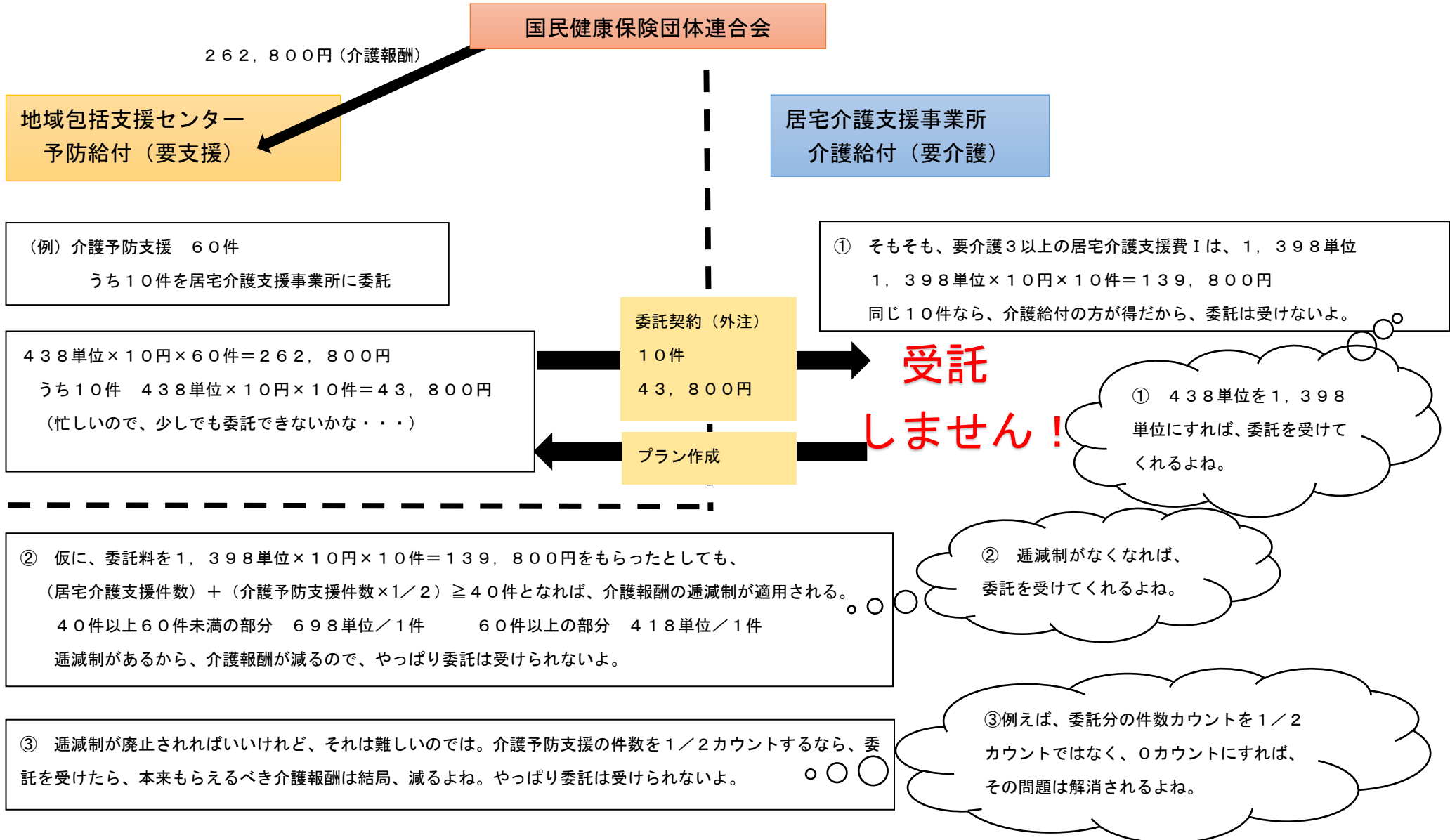


地域包括支援センターの業務負担軽減方策について
 (地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への介護予防支援の委託を例に)



【居宅介護支援事業所が委託を受けない場合に、1月で国保連から受領できる介護報酬】

(要介護3以上の居宅介護支援を70件取り扱った場合における介護報酬)

$$1,398 \text{ 単位} \times 10 \text{ 円} \times 39 \text{ 件} = 545,220 \text{ 円}$$

$$698 \text{ 単位} \times 10 \text{ 円} \times 20 \text{ 件} = 139,600 \text{ 円}$$

$$418 \text{ 単位} \times 10 \text{ 円} \times 11 \text{ 件} = 45,980 \text{ 円}$$

$$\text{合計} \quad \quad \quad 730,800 \text{ 円}$$

上記例で、居宅介護支援事業所が
仮に地域包括支援センターから介護予防支援を+10件を受託したら

【居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから介護予防支援10件を受託した場合に、1月で国保連から受領できる介護報酬】

(要介護3以上の居宅介護支援を70件取り扱い、かつ、介護予防支援を10件受託した場合における、要介護3以上の居宅介護支援70件分の介護報酬)

$$1,398 \text{ 単位} \times 10 \text{ 円} \times (39 \text{ 件} - 10 \text{ 件} \times 1/2) = 475,320 \text{ 円}$$

$$698 \text{ 単位} \times 10 \text{ 円} \times 20 \text{ 件} = 139,600 \text{ 円}$$

$$418 \text{ 単位} \times 10 \text{ 円} \times (11 \text{ 件} + 10 \text{ 件} \times 1/2) = 66,880 \text{ 円}$$

$$\text{合計} \quad \quad \quad 681,800 \text{ 円}$$

【地域包括支援センターから受領できる委託料】

(介護予防支援10件分の委託料)

$$438 \text{ 単位} \times 10 \text{ 円} \times 10 \text{ 件} = 43,800 \text{ 円}$$

+

$$= 725,600 \text{ 円}$$

※ 地域包括支援センターからの委託を受けたことにより、国保連から受領できる介護報酬が減少する。

居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから介護予防支援を受託するメリットが全くない仕組みとなっている。

このような現行上の仕組みであるため、形式上、委託可能な制度であっても、実際には居宅介護支援事業所は介護予防支援を受託しない。